

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成9年蒲郡市水道管理規程第3号。以下「事業者規程」という。）第8条及び第9条に規定する蒲郡市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道課長は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査をするものとする。

2 水道課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 水道課長は、当該指定工事事業者に、てん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成しなければならない。

(行政指導)

第4条 水道課長は、指定工事事業者の違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認められるときは、当該指定工事事業者に指導、助言及び勧告をすることができる。

2 前項の指導、助言及び勧告を受けた指定工事事業者は、改善の内容を水道課長に報告するものとする。

(行政処分)

第5条 上下水道部長は、指定工事事業者に行政処分が必要と認められるときは、蒲郡市水道事業指定給水装置工事違反行為審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催することができる。

2 審査会の審査委員は、上下水道部長、水道課長及び上下水道部長が指名した者とする。

(意見陳述のための手続)

第6条 市長は、違反行為の内容が指定の取消し又は指定の効力の停止に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、次に掲げる手続を執らなければならない。

(1) 指定の取消し 聴聞

(2) 指定の効力の停止 弁明の機会の付与

2 聴聞は、上下水道部長が主宰する。

3 聴聞を終結したときは、上下水道部長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、市長に報告する。

4 その他意見陳述のための手続に関しては、蒲郡市行政手続条例（平成9年蒲郡市条例第2号）に定めるところによる。

(処分の通知)

第7条 市長は、指定の取消しを決定したときは、指定取消通知書（第1号様式）により、速やかに当該指定工事事業者に通知する。

2 市長は、指定の効力の停止を決定したときは、指定停止通知書（第2号様式）により、速やかに当該指定工事事業者に通知する。

3 市長は、前2項に規定する通知をしたときは、事業者規程第10条により公示しなければならない。

(指定工事事業者証の返納)

第8条 前条第1項の通知を受けた指定工事事業者は、速やかに指定工事事業者証を市長に返納しなければならない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 市長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第10条 この要綱に定める違反行為に対する指定の取消し等の行政処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者審査会設置要綱及び蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の停止に関する基準は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

指定工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容 (最大)
指定用件違反	法第25条の1 第1項第1号	法第25条の3第1項第1号 及び水道法施行規則（昭和32 年厚生省令第45号。以下「施 行規則」という）第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を 置かないとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第2号 及び施行規則第20条	施行規則第20条で定める器具を有しな くなったとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号 イ	精神の機能の障害により給水装置工事 の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判 断及び意思疎通を適切に行うことができな い者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号 ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得な い者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号 ハ	法に違反して、刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から2年を経過しない者であることが判 明したとき。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号 ニ	指定を取り消され、その取消しの日から2 年を経過しない者であることが判明したと き。	指定取消し
		法第25条の3第1項第3号 ホ	業務に関し不正又は不誠実な行為をした とき。	
			(1)無断通水、メーターの不正使用等をした とき。	指定取消し又 は指定停止6 月
(2)道路掘削許可又は道路使用許可を受け ずに工事を施行したとき。	指定停止6月			
(3)施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷 させたとき。	指定停止3月			
(3)施工上の安全管理を怠り。公衆に死傷者 を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月			
(4)市長の承認を受けずに工事を施行した とき。	指定停止6月			
(5)工事完成後市長の工事検査を受けなかつ たとき。	指定停止6月			
給水装置工事 主任技術者選 任等義務違反	法第25条の 11第1項第2 号	法第25条の4第2項及び施 行規則第21条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任 の届出をしないとき。	指定の取消し
		法第25条の4第1項及び施 行規則第21条	給水装置工事主任技術者が2以上の事業 所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月
届出義務違反	法第25条の 11第1項第3 号	法第25条の7及び施行規則 第34条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提 出しないうとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
		法第25条の7及び施行規則 第35条	休止届、廃止届、再開届を届出しないう とき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基 準違反	法第25条の 11第1項第4 号	法第25条の8及び施行規則 第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技 術者を指名しなかつたとき。	
		法第25条の8及び施行規則 第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事 及び給水装置の配水管への取付口から水道 メーターまでの工事を施行する場合におい て、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、 その他の異常を生じさせることがないよう 適切に作業することができる技能を有する 者を従事させ、又はその者に当該工事に従 事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月
		法第25条の8及び施行規則 第36条第3号	市長の承認を受けた工法、工期その他の工 事上の条件に適合しない工事を施行したと き。	指定停止6月

		法第25条の8及び施行規則第36条第4号	研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意
		法第25条の8及び施行規則第36条第5号イ	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月
		法第25条の8及び施行規則第36条第5号ロ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月
		法第25条の8及び施行規則第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月
工事施行に関する義務違反	法第25条の11の第1項第5号	法第25条の9	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月
	法第25条の11の第1項第6号	法第25条の10	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月
	法第25条の11の第1項第7号		施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月
不正申請	法第25条の11第1項第8号		不正の手段により指定工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し